

議案第42号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

朝霞市長 富岡 勝則

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。